

6 医計第 9.0 4 号

令和 7 年 3 月 1 8 日

各保健所長殿

保健医療局長

非稼働病棟を有する医療機関への対応について（通知）

病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への対応については、「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」（令和 3 年 3 月 8 日付け 2 医計第 931 号愛知県保健医療局長通知）により、県内統一の方針を示しているところではありますが、令和 7 年 3 月 14 日に開催しました愛知県医療審議会医療体制部会において、方針の一部改正が承認されました。

つきましては、今後は下記の方針に基づき、非稼働病棟の運用に関する協議を行っていきますので、引き続き、地域医療構想達成に向けた取組を推進してください。

記

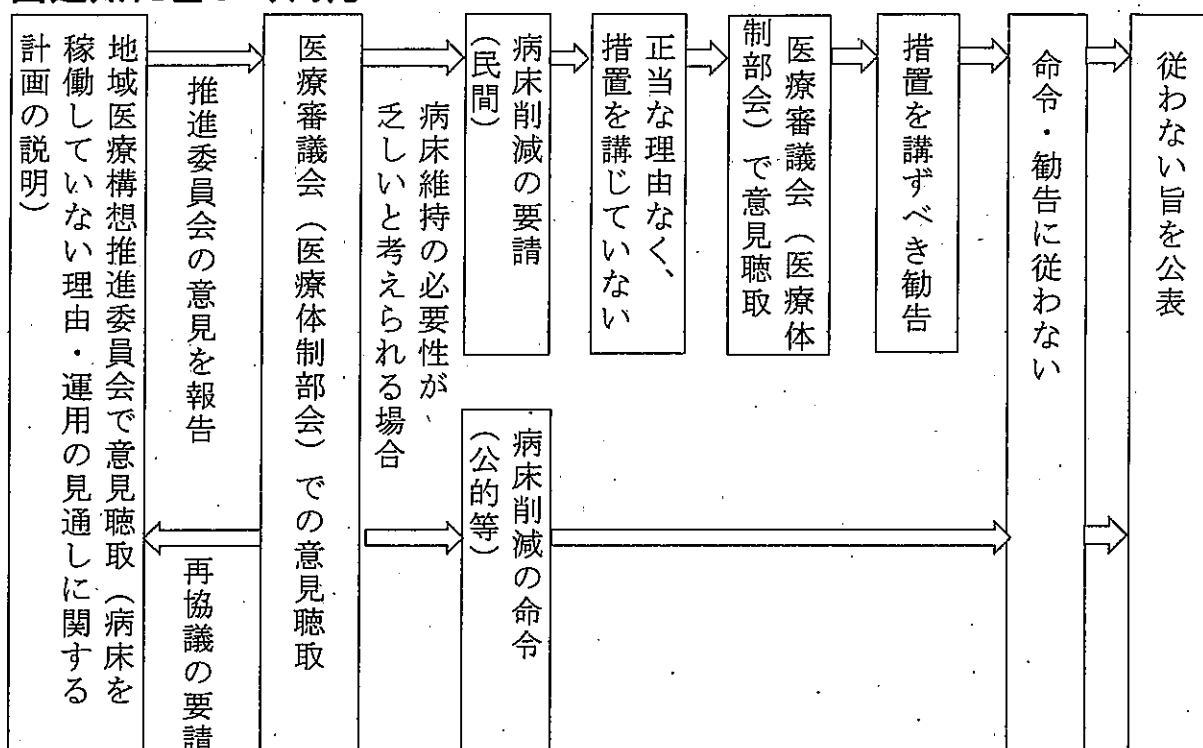
非稼働病棟を有する医療機関への方針

- 1 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。
 - (1) 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
 - (2) 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院

（(1) 又は (2) の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 2 本方針に基づき令和 3 年 4 月から各構想区域で協議を進める。
- 3 非病床過剰地域に所在するが、上記 1 (1) 又は (2) のいずれかの条件に該当する病院に対しては、各地域の地域医療構想推進委員会において説明するよう求め、地域医療構想推進委員会は医療審議会（医療体制部会）に意見を報告する。なお、医療審議会（医療体制部会）において意見を付された病院は、その意見を踏まえた対応に努めるものとする。

担 当	健康医務部医療計画課医療計画グループ
電 話	0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 6 5 (ダイヤル)
ファックス	0 5 2 - 9 5 3 - 6 3 6 7
電子メール	iryo-keikaku@pref.aichi.lg.jp

国通知に基づく対応



＜参考：「地域医療構想の進め方について」（非稼働病棟関係部分 抜粋）＞

（平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。

ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。